第四次練馬区子ども読書活動推進計画

令和2年度(2020年度)~令和6年度(2024年度)

~読書で築く ねりまの子どもたちの未来~



練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」©練馬区

令和2年(2020年)3月

練馬区教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、読書によって得られる広い世界や多くの体験を通して情操を育み、人 生をより深く生きる力を身に付ける上でとても大切です。

区では、平成 16 年 3 月に「練馬区子ども読書活動推進計画」を策定し、以来 2 度の改訂を 行いながら子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

第四次計画は、区の新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン」、「練馬区教育・子育で大綱」等関連する計画との整合性を図りつつ、総合的・計画的な事業が展開できるよう定めました。また、第一次計画策定時に掲げた「読書で築く ねりまの子どもたちの未来」の理念のもと、新たに基本目標を定め、乳幼児から発達段階に応じた取組を示して、子どもの読書活動を推進することとしています。

さらに、平成31年3月に策定した「第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」に基づき、区立小中学校と区立図書館とが連携して、全ての学校図書館の情報化、人的配置などを推進することで、学校図書館の機能強化を図っています。

今後とも、第四次計画に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動を 推進するための取組を充実するとともに、練馬の子どもたちが、幼い頃から読書習慣を身に付 け、読書を通して夢や目標を持ち困難を乗り越える力を育める環境づくりに努めてまいります。 むすびに、本計画策定にあたって、学識経験者、関係団体、公募区民で構成する「練馬区子 ども読書活動推進会議」の皆さまからご提言、ならびに区民の皆さまから貴重なご意見をいた だきました。心より御礼申し上げるとともに、引き続き、計画の実現にあたり、お力添えをお 願い申し上げます。

令和2年(2020年)3月

練馬区教育委員会 教育長 河口 浩

目 次

第一章	計画の基本的な考え方	1
第一	子どもの読書活動の意義	1
第二	計画の位置づけ	1
第三	計画の期間	2
第四	計画の対象となる子どもの年齢	2
第五	計画の推進体制	2
第六	子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等	3
第二章	計画の基本目標と取組の体系	0
第三章	子どもの読書活動推進のための取組	2
目標-	- 乳幼児の読書活動の推進	2
目標二	こ 小中学生の読書活動の推進	8
目標三	E 高校年代の読書活動の推進	6
目標四	豆 支援を必要とする子どもの読書活動の推進3	0
目標丑	5 読書活動推進の基盤づくり	4
第四次網	東馬区子ども読書活動推進計画取組項目 担当課一覧3	7
用語説明	月······4	-0
次 业/运		1

本文の中に★が付いている取組は、重点取組事業です。 第三章中【新規】は、新規取組の表示です。 本文の中に※が付いている用語は、P40~43に用語説明があります。

》第一章 計画の基本的な考え方

第一/子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より)

子どもたちは読書を通じて、考える力、判断する力、表現する力を身に付け、夢や希望を持ち困難を乗り越える力を育てていきます。さらに、読書習慣は、語彙(ごい)を豊かにし、基礎学力の向上につながるとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを育て生涯にわたる能動的な学びの基礎として重要な意義を持ちます。

そのためには、子どもたちが読書を好きになり読書習慣を身に付けるよう、さまざまな本との出会いや読書の楽しさを知る多様なきっかけを提供し、家庭・地域・ 学校等が連携し区を挙げて子どもの読書活動を推進することが重要です。

第二 計画の位置づけ

- 1 本計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものです。
- 2 本計画は、「練馬区教育・子育て大綱」、「練馬区教育振興基本計画」、「練馬区立 図書館ビジョン」その他関連する計画との整合を図り、策定しています。
- 3 本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく 計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第 四次)」および東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を 踏まえ、区における子どもの読書活動の状況等を考慮して策定しています。
- 4 本計画による各取組を実現するための事業については、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。

第三 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第四 計画の対象となる子どもの年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

第五 計画の推進体制

計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル(※)により、取組状況の把握・ 点検、課題の検証を行い、その結果をその後の事業や計画の見直しに反映させてい きます。サイクルC「結果の点検・評価」のために、学識経験者、関係団体、公募 区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」を常設し、個別事業の取組状況 や実態について意見交換を行い、問題点や課題を検証します。

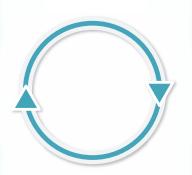
※PDCAサイクル



計画・目標=施策・事業の立案 と指標・目標の設定



改革・改善





実施=予算編成・事業執行



結果の点検・評価

第六 子どもの読書活動推進のこれまでの取組状況等

区は、平成16年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画(平成16年度~20年度)」、 平成21年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(平成21年度~25年度)」、 平成26年3月に計画期間を1年間延長した「練馬区子ども読書活動推進計画(第二次)(改 訂版)」、平成27年9月に「練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)(平成27年度~31 年度)」(以下第三次計画という。)を策定し、関係団体等と連携を図りながら、子どもの 読書活動の推進に取り組んできました。

第三次計画の取組体系における基本的な5つの項目(1乳幼児の読書活動の推進、2 小中学生の読書活動の推進、3高校生等の読書活動の推進、4支援を必要とする子ども の読書活動の推進、5関係団体等との連携)の取組状況は次の通りです。

1 乳幼児の読書活動の推進

家庭や地域等における乳幼児の読書活動を推進するため、区立図書館、保育所や幼稚園、児童館、保健相談所および地域文庫*等が、事業の充実・発展に取り組んできました。

保育所では、園だよりや絵本コーナーを活用して、保護者におすすめの絵本を紹介する等、読書活動の支援・啓発に取り組み、幼稚園では、絵本や物語に親しめるように、よみきかせやパネルシアター*、絵本ラリー*等を地域ボランティアとの協働で実施しています。

児童館では、紙芝居、絵本のよみきかせや、図書室の本の配置を工夫し、親子で一緒 に本に親しめる環境づくり等を行っています。

区立図書館では、ブックスタート事業*を各館で定期的に実施し、本を通じた親子のふれあいの大切さを広めています。また、発達段階に応じたよみきかせやおはなし会、手話付きおはなし会の他、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の本の探検ラリー*等各種事業を実施してきました。施設や設備面では、児童図書、青少年図書の所蔵数を充実し、平成25年4月に南大泉図書館分室「こどもと本のひろば」を開館する等、子どもの読書環境の充実を図りました。



南大泉図書館分室 こどもと本のひろば

「こどもと本のひるば」は、小学校低学年までの子 どもたちとその保護者を対象とし、乳幼児や児童 向けの図書を充実させるとともに、安心して読書や 事業を楽しめる空間づくりを大切にしています。

2 小中学生の読書活動の推進

区立小中学校では、全校で学校図書館運営計画*を作成し、朝読書や読書週間、読書旬間等の取組を計画的に行うとともに、区立図書館で実施している図書の団体貸出を積極的に活用する等、読書活動の充実に取り組んできました。

また、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動の充実を図りました。学校図書館では、学校図書館管理員*および学校図書館支援員*により、よみきかせやブックトーク*等の事業を行うとともに、調べ学習*の支援、図書選定の助言、適切な蔵書管理等を行い、学校図書館を利活用した学習支援の取組を進めています。



学校図書館蔵書管理システム

学校図書館蔵書管理システムを区立小中学校全校 に令和2年度までに順次導入しており、学校図書 館の利活用促進につなげています。



本の探検ラリー事業

※は、P40~41の用語説明参照

子どもたちの本への関心を広げ、読書習慣を身に付けるきっかけづくりの事業の一つが「本の探検ラリー」です。多様な分野の本を読み、その本に関するクイズに答える事業で、区民団体と図書館が連携し小中学校等で実施されています。

3 高校生等の読書活動の推進

区では、平和台図書館および関町図書館の大規模改修時に、ティーンズコーナーの拡充や主に中高生がグループで調べものや学習に利用できるグループ学習室を設ける等、利用しやすい環境を整備しました。また、区立図書館では、高校生が読書に興味や関心を持てるよう、「ビブリオバトル(知的書評合戦)」の開催や参加者が好きな本を持ち寄って紹介し、参加者全員で一冊の本を読んで感想を語り合う「読書会」を実施しています。



ビブリオバトル

ビブリオバトルは、参加者が一人ずつ本を紹介し、 最も読みたいと思う本を投票で決めるゲームです。 発表者の考え方や個性が伝わり、お互いのコミュニ ケーションが図られます。

4 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本の製作や収集を行い、絵本の世界に親しめる場の提供を進めています。また、定期的に布の絵本製作講習会を開催し、ボランティアの育成にも努めています。

また、手話付きおはなし会や出張おはなし会の実施、特別支援学級への団体貸出*を 行う等、支援を必要とする子どもが様々な本と触れ合う機会の充実を進めています。



布の絵本

布の絵本は、視覚・肢体・情緒・知能などさまざまな障害のある子どもたちのために作られ、絵本と教具・遊具の要素を備えたものです。

※は、P41の用語説明参照

5 関係団体等との連携

区立図書館ボランティアがよみきかせを行い、地域文庫が無償で子どもたちに本の貸出を行うなど、家庭・地域・学校・関係団体が連携し、相互に協力しながら各種事業に取り組んできました。区立図書館は、関係団体をつなぐ中心的な役割を担い、近隣の小中学校との連絡協議会等を開催して、情報交換および相互協力を進めています。

本計画の事業については、定期的に練馬区子ども読書活動推進会議(平成16年度に設置)において、意見交換や検討を行い、進捗状況等を管理しています。

第三次計画目標指標の達成状況

第三次計画で設定した目標指標の達成状況は次のとおりです。

指標		平成27年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
区立図書館によるおはなし会等事業の	実施回数	1,143回	1,446回	1,300回
実施回数および参加人数	参加人数	27,116人	32,789人	29,500人
ブックスタート事業の参加率	参加率 (%)	74%	71%	80%
学校网事领海党斗西佐战家	小学校 (%)	100%	100%	100%
学校図書館運営計画作成率	中学校 (%)	100%	100%	100%
本の探検ラリーの実施校数	実施校数	51校	59校	65校
区立図書館による子どもへの貸出冊数	貸出冊数	1,488,313冊	1,557,247冊	1,700,000冊
区立図書館による学校等団体への貸出冊数	貸出冊数	134,572冊	152,666冊	140,000冊
小中学生の読書率	小学生 (%)	95.4%	98.5% ※	100%
小中子生の就音学	中学生 (%)	91.1%	93.7% *	100%
区立図書館におけるボランティアの	活動回数	1,373回	1,655回	1,800回
活動回数および活動人数	活動人数	7,199人	8,336人	8,000人

※読書率は2年に1度の調査であり、平成30年度は未実施のため、平成29年度調査の数字となっています。

● 子どもの読書活動における主な課題や今後の取組の方向

第三次計画の取組状況等からみた主な課題や今後の取組の方向は、以下の通りです。

- 1 「ブックスタート事業」は、参加者が事業後に図書館で絵本等を借りて帰るきっかけ になるなど、家庭読書の促進につながっていますが、参加率はここ数年7割前後で推移 しており伸び悩んでいます。内容の工夫や、効果的な周知方法について、一層の検討 が必要です。
- 2 「区立図書館の子どもへの貸出冊数」は、図書館に利用登録している子どもの貸出数をカウントしています。保護者が自分の利用カードを使って、お子さんのために本を借りる場合もあり、子ども向けの貸出冊数の実態が反映されていません。実態に即した目標値を検討するとともに、今後も様々な事業を通じて子ども向けの本を紹介し、子どもへの図書の貸出増加につなげて行く必要があります。
- 3 学校図書館では、学校図書館管理員・学校図書館支援員の配置および学校図書館 蔵書管理システムの導入により、調べ学習や学校図書館を活用した授業の展開などが 広がっています。第四次計画においても更なる学校図書館の利活用を推進していきます。
- 4 高校生等の読書離れが課題となっています。図書館の利用や事業への参加者も比較 的に少ない状況にあります。第四次計画では「高校年代」に向けて、興味や関心を喚 起するための広報の工夫や仲間同士の交流に着目した事業に取り組みます。
- 5 令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)に対応するため、様々な子どもの状況に応じた読書環境の整備や事業参加への配慮を検討する必要があります。また、同じ令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)では、日本語を母語としない子どもたちへの支援の充実が求められており、対応が必要です。
- 6 区立図書館は、さまざまな読書活動を支援する機関をつなぐ中心的な役割を担い、 引き続き子どもの読書活動を推進していきます。

● 第四次計画目標指標について

第三次計画の結果を踏まえて指標を見直すとともに、目標ごとに「主要指標」を設定します。また、実績値を取ることが可能で、かつ各目標の取組状況を確認するのにふさわ しい「取組事業」にも目標指標を設定します。

第四次練馬区子ども読書活動推進計画に係る関係施策目標値の設定について

目標名	取組事業	指標		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値		
		1	ブックスタート事業の参加率(%)	71%	80%		
目標一	主要指標	2	区立図書館による乳幼児への貸出 冊数 (冊)	526,419 冊	550,000 冊		
乳幼児の読書 活動の推進	施策 2 取組 2 (1) おはなし会、よみきかせ等	3	区立図書館によるおはなし会等事 業の実施回数(回)	1,446 回	1,500 回		
	各種事業	3	区立図書館によるおはなし会等事 業の参加人数(人)	32,789人	33,500人		
	主要指標	4	小学生の読書率 (%)	98.5%※ ¹	100%		
	工女拍标	4	中学生の読書率 (%)	93.7%※ ¹	100%		
	施策 1 取組 1 (1)	5	読書活動推進のための指導計画作 成割合 (小学校) (%)	80.0%※ ¹	100%		
	学校図書館の利活用と運営の充実			5	読書活動推進のための指導計画作 成割合(中学校)(%)	70.6%% 1	100%
目標二	施策 1 取組 1 (3) 学校図書館所蔵図書の情報		学校図書館の貸出冊数 (小学校) (冊)	— (※ ²)	令和3年度 より増加		
ロ係一 小中学生の読 書活動の推進	子校図書品が厳図書の情報化	0	学校図書館の貸出冊数 (中学校) (冊)	— (※ ²)	令和3年度 より増加		
	施策 1 取組 1 (5) 図書館資料の団体貸出	7	区立図書館による学校等への団体 貸出冊数 (冊)	152,666 冊	160,000 冊		
	施策 2 取組 3 (4) 本の探検ラリー	8	本の探検ラリーの実施校数(校)	59 校	65 校		
	施策 2 取組 3 (6)	9	区立図書館による小学生への貸出 冊数 (冊)	801,368 冊	850,000 冊		
	子どもへの図書貸出の促進	9	区立図書館による中学生への貸出 冊数 (冊)	149,479 冊	160,000 冊		

目標名	取組事業	指標		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
目標三	主要指標	10	区立図書館による高校年代への貸 出冊数 (冊)	79,981 冊	100,000 冊
高校年代の読書活動の推進	施策2取組5 多様な読書活動の推進	11	区内都立高校の生徒の読書率(%)	64.6%% 1	74%
目標四	主要指標	12	障害等に配慮した資料の点数(点)	22,214点	22,900 点
支援を必要とする子どもの読書活動の推進	施策 1 取組 3 特別支援学校等における読 書活動の推進	13	区立図書館による特別支援学校等 への貸出冊数 (冊)	1,839 冊	2,100 冊
目標五 読書活動推進 の基盤づくり	~ 而化価	14	区立図書館におけるボランティア の活動回数(回)	1,655 回	1,800 回
	主要指標	14	区立図書館におけるボランティア の活動人数(人)	8,336人	9,000人

※ 「読書率および計画策定率については、2年に一度の調査のため平成29年度の数字を掲載しています。

※² 学校図書館の貸出冊数は、令和3年度分から全校の貸出冊数が集計できるようになります。



» 第二章 計画の基本目標と取組の体系



子どもたちが本に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を 育めるよう、発達段階に応じた読書環境の整備を推進します。

目標 施策 家庭での読書活動の推進 乳幼児の 絵本等に親しむための事業の充実 読書活動の推進 親子が共に楽しめる読書環境の整備 子どもの発達段階に応じた取組 学校図書館の充実 小中学生の 読書習慣を形成するための事業の充実 読書活動の推進 三 子どもに身近な読書環境の整備 高校年代への情報発信 高校年代の 高校年代向け事業の充実 読書活動の推進 高校年代の読書環境の整備 支援を必要とする 兀 障害がある子ども等への支援 子どもの読書活動 日本語を母語としない子どもへの支援 の推進 読書活動推進の 五 区立図書館を中心とした連携・取組の 基盤づくり 推進

子どもが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に着目して、**基本目標**を左のとおり定めます。基本目標を実現するため、乳幼児から**発達段階に応じた取組**を継続して行い、総合的・計画的に事業を展開し、読書環境を整備します。

重点取組★

その他の取組

乳幼児期の家庭読書の推進★

家庭での読書が定着するよう保護者に各種 情報を積極的に発信します。 ・子育て家庭への支援

(練馬こどもカフェでのよみきかせの実施等)

・親子で利用しやすい図書館の整備 (授乳室や乳幼児親子の読書スペースの整備等)

他 6 事業

学校図書館の利活用の推進★

人的な支援や学校図書館蔵書管理システム の活用により授業での活用や蔵書利用を促進 します。 ・小中学生の家庭読書の推進

(家庭読書に適した推薦図書の情報発信等)

・読書活動への関心を高める事業の実施 (図書館の見学および職場体験の受入等)

他8事業

高校年代に向けた情報発信の充実★

読書から離れやすい時期の子どもたちへの情報発信を強化します。

・高校年代向け読書啓発事業の実施

(高校年代による啓発事業の企画・立案等)

・図書の充実

(高校年代の興味、関心にあわせた図書の選定等)

他8事業

障害等に配慮した資料の充実★

個々の状況に応じた資料を充実し、子どもが 読書に親しめるように支援します。 ・障害がある子どもへの支援事業

(手話付きおはなし会の実施等)

・日本語を母語としない子どもへの取組 (外国語を取り入れたおはなし会の実施等)

他4事業

関係団体との連携 およびネットワークの強化★

区立図書館は様々な関係団体間の連携を深める中心的な役割を担い団体の活動を支援します。

・練馬区子ども読書活動推進会議の開催

(公募区民および教育機関、民間団体による会議)

》第三章 子どもの読書活動推進のための取組



乳幼児の読書活動の推進

く 5年後の目標 >

子どもと保護者が共に楽しく読書活動ができる環境の充実

重点取組

乳幼児期の家庭読書の推進

乳幼児期は、本と初めて出会う大切な時期です。家庭で過ごすことの長い乳幼児にとっては、家庭での読書活動が重要です。子どもが本と親しみ、読書が生活の中で定着するよう、区立図書館を始め、各関係機関が保護者に向けて情報を積極的に発信し、家庭読書を推進します。

主要指標

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
ブックスタート事業の参加率	71%	80%
区立図書館による乳幼児への貸出冊数	526,419冊	550,000冊



◐️ 施策一 家庭での読書活動の推進

《取組事業》

1 乳幼児期の家庭読書の推進 ★

- (1)区立図書館は、よみきかせの効果や進め方など、家庭での読書活動に関する情報を発信し、家庭での読書習慣の定着につなげていきます。また、本を媒介に家族が話し合い、絆を深めるなど、家庭読書に適した推薦図書の情報発信を行い、家庭読書の推進を図ります。【新規】
- (2) 区立保育所や幼稚園では、保護者へのお便りや保護者会等で絵本を紹介します。 また、保健相談所では、母子手帳交付時等の配布物に、絵本に関する啓発記事を 掲載し、家庭での絵本を通じた親子のふれあいの大切さを伝えます。

2 ブックスタート事業の継続・充実

- (1) 絵本を通して乳児と保護者が触れ合う機会をもてるように、区立図書館とボラン ティアや保健相談所が連携し、保護者に乳児へのよみきかせ等の説明をし、絵本を 手渡すブックスタート事業を充実します。
- (2) 障害がある保護者や外国籍の保護者の参加を促すよう、事業の周知と保護者への 支援を工夫します。【新規】
- (3) ブックスタート事業に参加した親子に、乳児の区立図書館利用カードの作成を促して、図書館への再来館を働きかけ、継続して本に親しんでもらえるようにします。

1 ラム



ブックスタート事業

練馬区のブックスタート事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願い、地域、保健相談所、図書館が協力し、子育てのお手伝いをしていこうという考えのもと、平成14年4月から始めました。

ブックスタートは、絵本をプレゼントし、わらべ うたやよみきかせを通して、赤ちゃんと保護者が 心触れ合うひとときを持つきっかけをつくり、あ わせて、地域の子育で情報を提供する事業です。

€ 施策二 絵本等に親しむための事業の充実

《取組事業》

1 読書活動の啓発

- (1)区立図書館が発行する推薦図書リスト、新着本やおはなし会等の案内の内容を充実し、図書貸出を促進します。また、子どもの読書意欲を向上させるため、読書ノートの活用を進めます。
- (2) 保育所や幼稚園、保健相談所等への推薦図書リストの配布や、区立図書館でのよみきかせ、わらべうた等の事業を通じて、保護者に家庭でのよみきかせを勧奨します。
- (3) 区立図書館が作成する推薦図書リストを保護者が手にできる機会を増やします。 区内の民間カフェで開催する「練馬こどもカフェ」**での配布を行うとともに、区内 の小児科医院での配布を検討します。また、インターネットやSNSを活用して、推 薦図書リストを見ることができるよう、情報発信を強化します。【新規】

2 子どもの読書活動への関心を高める事業の実施

(1) おはなし会、よみきかせ等各種事業

区立図書館は、子どもの発達段階に応じたおはなし会やよみきかせを実施し、読書活動への関心を高めます。また、ぬいぐるみのおとまり会*等の親子で一緒に楽しめる事業や、工作会、人形劇等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数	1,446 回	1,500 回
区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数	32,789 人	33,500 人

(2) 出張おはなし会

区立図書館は、保育所、児童館等での読書活動を支援するため、各施設を訪問 し、おはなし会等を実施します。

※は、P41の用語説明参照

(3) 本の探検ラリー

多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」を、幼児等を対象に区立図書館で実施します。

(4)区立図書館見学

保育所や幼稚園の園児等に区立図書館への見学や訪問の機会を提供します。

(5)図書館資料の団体貸出

区立図書館は、保育所や幼稚園、児童館等での読書活動を支援するため、図書館資料の団体貸出を進めます。

(6) 絵本に触れる機会の提供

保育所や幼稚園は、子どもの発達段階や特性に応じた絵本のよみきかせを行います。季節行事や防災等安全指導の機会に絵本を活用するなど、日々の保育や教育を通して子どもが絵本に触れる機会を提供します。

(7) ボランティアによる異年齢間の交流

保育所や児童館、地区区民館では、地域のボランティアと連携して、よみきかせやストーリーテリング*等を行い、おはなし会を充実します。また、保育所では、異年齢間の交流事業として、小学生や中学生のボランティアによる、よみきかせを拡充します。

3 子育て家庭への支援

- (1) 身近な民間カフェの店内で、在宅の子育て世帯へ対して支援を行う「練馬こどもカフェ」では、幼稚園教諭や保育士等による絵本のよみきかせやわらべうた等を実施します。【新規】
- (2) 赤ちゃん絵本の選び方やわらべうたの紹介など、出産前のプレママ・プレパパを対象とした事業、未就学の子どもを対象とした事業を検討します。【新規】
- (3) 区立図書館は、子育てに関する図書や情報を集めたコーナーを設置します。
- (4)区立図書館は、子育て支援施設等で活動する親子グループや子育てサークルに、よみきかせや絵本の活用を働きかけ、読書に関する相談や児童図書の案内を実施します。
- (5) 区が実施している子育て支援事業*において、子どもの読書や絵本のよみきかせに ついての啓発や相談を進めます。
- (6) 子育で中の保護者や子どもの教育に関心のある方等を対象とした「子育で学習講座」*では、子どもの読書に関する内容を取り入れるよう働きかけ、そうした講座を支援します。

4 施設職員等への講習会等の実施

保育所や児童館の職員、幼稚園の教員等が子どもの読書活動の推進に役立つ知識や技術を習得できるように、講習会や研修を実施します。

事業の風景





乳幼児向けおはなし会



推薦図書リスト



絵本と歯ブラシで 親子のコミュニケーション

)施策三 親子が共に楽しめる読書環境の整備

《取組事業》

1 親子で利用しやすい図書館の整備

練馬図書館の大規模改修時に、読書スペース、ベビーカー置場や授乳室等の充実を図るなど、区立図書館は、子どもや乳幼児を連れた保護者が利用しやすい環境を整備します。

2 区立図書館の児童図書の充実

- (1) 乳幼児にふさわしい図書の選定に努め、児童図書を充実します。
- (2) 児童コーナーでの新着本・テーマ本の紹介等の企画を充実し、魅力あるコーナーづくりを進めます。
- (3) 外国籍の保護者が乳幼児と一緒に読めるよう、外国語の絵本を収集し、保護者が 手に取りやすいように展示を工夫します。【新規】

3 児童施設等の環境の整備

- (1)区立保育所や幼稚園、児童館では、子どもが自由に絵本等を選び、読めるようにするため、子どもの興味・関心にあわせた図書の選定に努め、絵本コーナー等を整備します。
- (2) 区立保育所や幼稚園、児童館では、子どもや保護者へ図書の貸出を行います。対応が可能な保育所では、地域の親子も絵本コーナーを利用できるようにします。
- (3) 施設の蔵書を充実させるため、区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書の活用を進めます。





小中学生の読書活動の推進

く 5年後の目標 >

区立図書館、学校図書館および関係団体等による、 小中学生の読書習慣の定着に導く取組の充実

重点取組

学校図書館の利活用の推進

小中学生の学齢は、読書を通じてさまざまな事柄を追体験し、視野を広げ、自身の 感性を磨いていく大切な時期です。学校で過ごすことの多いこの時期の読書活動の推 進には、身近な環境である学校図書館を活用した取組が欠かせません。学校図書館 への人的支援および情報化により、調べ学習等、各小中学校の実情に応じた学校図書 館のさらなる利活用を図ります。

主要指標

指 標	平成29年度実績値	令和6年度目標値
小学生の読書率**	98.5%	100%
中学生の読書率	93.7%	100%

【数値出典】平成 29 年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査





※は、P42の用語説明参照

● 施策一 学校図書館の充実

《取組事業》

1 学校図書館の利活用の推進 ★

(1) 学校図書館の利活用と運営の充実

小中学校が学校図書館運営計画および読書活動推進のための指導計画*を作成し、それらに基づき学校図書館のさらなる利活用を図ります。また、学校図書館の運営を支援する保護者や、ボランティア・地域住民と協力しながら、本の貸出し、計画的な資料の収集、よみきかせ等、学校図書館運営の一層の充実を図ります。

指標	平成29年度実績値	令和6年度目標値
読書活動推進のための指導計画作成割合 (小学校)	80.0%	100%
読書活動推進のための指導計画作成割合 (中学校)	70.6%	100%

(2) 学校図書館への人的配置による支援

区は、学校図書館の機能を十分に活用した読書活動や学習指導が展開できるよう必要な人的配置を行い、図書選定の支援や図書の紹介、蔵書管理、調べ学習の教材図書の準備等、学校図書館を支援します。

(3) 学校図書館所蔵図書の情報化

区は、児童・生徒にとってより利用しやすい学校図書館とするため、令和2年度末までに、全区立小中学校への学校図書館蔵書管理システムの導入を完了します。

指標	平成29年度実績値	令和6年度目標値
学校図書館の貸出冊数(小学校)	— (% ¹)	令和3年度より増加
学校図書館の貸出冊数(中学校)	— (※ ¹)	令和3年度より増加

^{※1} 令和3年度分から全校の貸出冊数が集計できるようになります。

(4) 学校図書館の資料等の充実

小中学校は、学校図書館の資料の更新や新規購入を行い、児童・生徒の多様な興味・関心にこたえられる図書、各教科や総合的な学習の時間に必要な図書を充実します。また、区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図るほか、図書以外の電磁的記録、リーフレット、標本といった学習に必要な教材の整備を検討します。

(5) 図書館資料の団体貸出

区立図書館は、小中学校における読書活動を支援するため、図書館資料の団体 貸出を進めます。また、調べ学習を支援する図書を小中学校に貸し出せるよう、学 校支援用図書の充実に努めます。

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館による学校等への団体貸出冊数	152,666冊	160,000冊

(6) 学校図書館における調べ学習の充実

小中学校への児童生徒用タブレットPCの導入に伴い、学校図書館では、図書とインターネットを活用した調べ学習等の充実を図ります。



令和2年度末までに学校図書館蔵書管理システムを全区立小中学校に順次導入し、 蔵書管理の効率化およびレファレンスの充 実を進めています。

2 学校図書館の地域開放の活用

地域の方に開放している学校図書館を活用して、子ども向けの図書の貸出やおはなし会等を行います。さらに地域の人材を活用し、行事の充実、蔵書の整備を進めます。

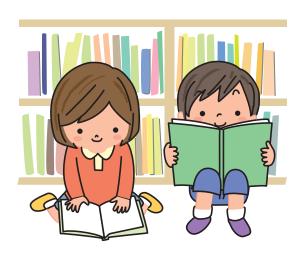
また、学校応援団*による「応援団まつり」でよみきかせやイベントを実施します。

3 放課後の「ひろば事業」における読書活動の推進

放課後の「ひろば事業」**では、小学校の学校図書館を在校生の「読書の場」として活用します。ひろば事業を通じて学校図書館の利用を拡げることにより、児童がさまざまな本に触れる機会を提供します。

4 読書指導の充実

- (1) 小中学校の図書担当教員が、学校図書館の運営や児童・生徒の読書活動の推進に役立つ知識や技術を習得できるように、講習会や研修を実施します。
- (2) 小中学校の図書担当教員による読書指導の実践事例の紹介や意見交換を通じて、 読書指導充実のための取組を全校へ拡げます。
- (3) 区は、小学校と関係団体との連携・協働を進めるとともに、学校図書館開放指導員の研修を実施します。



※は、P42の用語説明参照

€ 施策二 読書習慣を形成するための事業の充実

《取組事業》

1 小中学生の家庭読書の推進

(1) 家庭読書に関する情報の発信

家庭での読書は、親子で同じ本を読んで、お互いの感想を共有するなど、本を媒介に家族が話し合い、絆を深める等の効果があります。区立図書館は、家庭での読書習慣が定着するよう、推薦図書などの家庭での読書活動に関する情報を発信します。また、小中学校や学童クラブ等は、保護者へのお知らせや保護者会等を通して、家庭での読書を勧奨・啓発します。【新規】

(2) 保護者の読書活動の推進

児童の読書習慣の定着には保護者の読書習慣が影響することを踏まえ、様々な機会をとらえ、読書に対する興味がもてるような情報提供を工夫し、保護者の読書活動を勧奨・啓発します。【新規】

2 多様な読書活動の推進

- (1) 小中学校では、朝読書等による全校一斉の読書活動や、読書週間等の学校行事における取組により読書時間を確保します。また、テーマに沿って本を紹介するブックトークやよみきかせ等による読書指導を、年間を通して計画的に実践することで、児童・生徒の読書習慣の定着に取り組みます。
- (2) 小中学校では、読書感想文コンクールの課題図書を紹介し、コンクールへの参加を 奨励する等、多様な取組を進めます。
- (3) 日本の子どもが多文化共生への理解を深めるため、外国の文化、国際理解等の関連図書を充実します。【新規】

3 読書活動への関心を高める事業の実施

(1) おはなし会、よみきかせ等各種事業(再掲14ページ)

区立図書館は、子どもの発達段階に応じたおはなし会やよみきかせを実施し、読書への関心を高めます。また、子どもが読書を始めるきっかけとなるよう、工作会、科学あそび、人形劇等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

(2) 出張おはなし会、ブックトーク

区立図書館は、小中学校での読書活動を支援するため、学校を訪問し、よみきかせやブックトーク等を実施します。

(3) 児童館等でのよみきかせ等各種事業

児童館や地区区民館では、地域のボランティアと連携して、よみきかせやストーリーテリング等を行い、おはなし会を充実します。また、学童クラブでは、日々の保育の中で、よみきかせや読書の時間を設け、読書活動を進めます。

(4) 本の探検ラリー

区立図書館は、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」をすべての小中学校で実施できるよう学校に働きかけます。

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
本の探検ラリーの実施校数	 59校	65校

(5) 区立図書館見学、職場体験

児童・生徒に区立図書館への見学の機会を提供します。また、生徒の職場体験 を積極的に受入れ、生徒が読書への関心を高める契機とします。

事業の風景



学校図書館での図書紹介の様子



科学あそび

(6) 子どもへの図書貸出の促進

区立図書館が発行する、小学校新1年生に配布しているパンフレット「としょかんへおいでよ」や推薦図書リスト、新着本案内等の内容を充実し、図書貸出を促進します。

また、子どもの読書意欲を向上させるため、読書ノートの活用を進めます。

指 標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館による小学生への貸出冊数	801,368冊	850,000冊
区立図書館による中学生への貸出冊数	149,479冊	160,000冊

(7) インターネット等での情報発信

区立図書館は、子どもが使いやすく親しみやすい、子ども向けホームページを充 実するなど、情報発信を工夫します。



4 社会教育施設等での講座の実施

区立図書館を始めとする社会教育施設等では、子どもの読書にかかわる講座を取り入れます。

D 施策三 子どもに身近な読書環境の整備

《取組事業》

1 子どもが利用しやすい読書環境の整備

練馬図書館の大規模改修時に読書スペースの充実など、区立図書館は、子どもが利用し やすい読書環境を整備します。

2 子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備

児童館、学童クラブ等では、子どもが自由に図書等を選び、読めるようにするため、子どもの興味・関心にあわせた図書の選定に努め、読書環境を整備します。児童館では、子どもや保護者への貸出を行います。

また、施設の蔵書を充実させるため、区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書の活用を進めます。

3 区立図書館の児童図書の充実

小中学生の興味、関心にあわせた図書の選定に努め、児童図書の蔵書を計画的に充実するとともに、児童コーナーでの新着本紹介やテーマ本紹介等の企画を充実し、魅力あるコーナーづくりを進めます。





く 5年後の目標 >

読書離れが進む高校年代が、本への興味や読書の楽しさを 実感できる多様な読書環境の整備

重点取組

高校年代に向けた情報発信の充実

近年、高校年代の子どもの読書離れが顕著になっていますが、この時期の読書活動は、自分の生き方を見つめ、将来に向けて視野を広げるうえでも重要です。スマートフォンやパソコンなどを利用する機会が多い高校年代の読書活動を推進するために、インターネットや SNS を活用し、読書に関する情報発信を充実します。

主要指標

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館による高校年代への貸出冊数	79,981冊	100,000⊞



🚺 施策一 高校年代への情報発信

《取組事業》

1 高校年代に向けた情報発信の充実 ★

スマートフォンやパソコンなどを利用する機会が多い高校年代の子どもに向けて、図書館ホームページの充実やインターネット、SNSなどを活用し、推薦図書や高校年代向け事業に関する情報発信を充実します。【新規】

2 新着本やテーマ本の紹介等図書館展示の工夫

区立図書館に来館する高校年代の子どもに向けて、部活・進学・仕事等の興味関心にあ わせた蔵書を充実し、多様な本に触れる機会を提供するとともに、館内掲示物および展示 の工夫、リーフレットを通じて新着本等を紹介し、再来館を促進します。

3 区内高校等への情報発信の強化

区立図書館は、区内の高校等へ高校年代が興味を持つ事業の案内や高校生ボランティア、職場体験等の受付等の情報発信を積極的に行います。

事業の風景 Windows Table Conference Conference

() 施策二 高校年代向け事業の充実

《取組事業》

1 高校年代向け読書啓発事業の実施

区立図書館に来館する高校年代の子どもに事業の企画、立案に参画してもらうなど、同世代の参加につながる事業の実施を検討します。また不登校状態にある中高生に対して、関係機関を通じ、図書館利用案内、事業案内等を配布することで居場所として図書館への来館を促すとともに、区立図書館と関係機関との連携による事業の実施を検討します。【新規】

2 高校年代向け講座等の実施

区立図書館は、高校年代向けの企画展示や講座、映画会等を実施します。

3 高校年代同士の交流の場の提供

区立図書館は、グループ学習室など来館する高校年代の子どもが交流できる場を提供 します。また、読書サークルに活動の場を提供するなど、グループ活動を支援します。

4 高校年代による同世代への情報発信

高校年代の子どもがお勧め本の書評やPOPを作成し図書館内に展示するなど、読書の楽しさを同世代に発信する活動を支援します。

5 多様な読書活動の推進

高校生の読書コンクール等への参加の奨励やビブリオバトルなど、高校年代が興味を持つ事業を区内高校と連携して実施し、区立図書館の図書貸出の促進および高校年代の読書活動を推進します。

指標	平成29年度実績値	令和6年度目標値
区内都立高校の生徒の読書率	64.6%	74%

[※]数値出典…平成29年度「児童・生徒の読書活動状況」等に関する調査。高校2年生実績。

6 区内高校との連携

高校生ボランティアの受入れを広く行うとともに、区立図書館と区内高校の連携による 事業の実施を検討します。

🕥 施策三 高校年代の読書環境の整備

《取組事業》

1 読書環境の整備

練馬図書館の大規模改修時に、読書スペースの充実を図るなど、区立図書館は、高校年代が本に親しめる読書環境を整備します。

2 図書の充実

区立図書館は、高校年代の子どもの興味、関心にあわせた図書の選定に努め、計画的に蔵書の充実を図るとともに、効果的な電子書籍の活用について検討を進めます。



154



関町図書館「グループ学習室」

関町図書館は大規模改修時に、青少年向けの本を集めたティーンズコーナーや主に中高生がグループで調べものや学習に利用できるグループ学習室を設けました。





支援を必要とする子どもの読書活動の推進

く 5年後の目標 >

支援を必要とする子どもが、身近に本と触れ合える、 一人ひとりの特性に応じた読書環境の整備

重点取組

障害等に配慮した資料の充実

すべての子どもに、読書のきっかけとなるさまざまな場を提供できるよう、身近に本と触れ合える読書環境の整備が重要です。支援を必要とする子どもとその保護者へ、それぞれの状況に応じた読書活動の支援を行います。支援を進めるために、図書資料およびサービスの充実を図ります。

主要指標

指標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
障害等に配慮した資料の点数	22,214点	22,900点



🜔 施策一 障害がある子ども等への支援

《取組事業》

1 障害等に配慮した資料の充実 ★

- (1) ボランティアと協働して音訳や点訳など、障害等に配慮した資料の製作を進めます。音訳ボランティア*養成講習会を開催し、ボランティアを育成します。
- (2) 支援を必要とする子どものニーズ把握に努め、録音資料(図書、雑誌)や点字資料、大活字本*、視聴覚資料*の収集を進めます。
- (3) 点字図書館*をはじめ全国の図書館と相互貸借を実施します。また、点字図書館や他の公立図書館と連携し、障害に配慮した資料目録等を提供します。
- (4) 文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方に対し、やさしく読める本「LLブック」**の収集を進めます。

2 障害がある子どもへの支援事業

(1) 布の絵本に親しむ機会の充実

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊 具の性質を兼ね備えた、布の絵本の製作や収集に努め、絵本の世界に親しむ機会 の充実を図ります。また、布の絵本製作講習会を開催します。

(2) 手話付きおはなし会等の実施

区立図書館は、手話付きおはなし会など、障害がある子どもの特性に応じたサービスを検討します。

(3) バリアフリー映画会の実施

区立図書館は、障害がある子どもが映画を楽しむ機会として、視覚障害対応音声ガイド、聴覚障害対応字幕のついたバリアフリー映画会を実施します。

(4)図書資料の郵送サービス

障害により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書資料の郵送サービス を行います。

(5) 図書館のバリアフリー化の推進

練馬図書館の大規模改修時に、施設のバリアフリー化を進めるなど、区立図書館は、障害等がある方が利用しやすい環境を整備します。また、障害がある子どもに対する理解を求める啓発を行い、誰もが利用しやすい図書館の環境づくりを進めます。

※は、P42~43の用語説明参照

3 特別支援学校等における読書活動の推進

- (1)特別支援学校等に対し区立図書館の事業や図書資料の情報提供をします。
- (2) 障害がある子どもとその保護者を対象とする図書館見学会を実施します。【新規】
- (3) 特別支援学級における読書活動を支援するため、よみきかせやブックトーク、図書館資料の団体貸出を実施します。

指 標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館による特別支援学校等への 貸出冊数	1,839冊	2,100冊

4 支援機関との連携

- (1)区立図書館は、こども発達支援センターと連携し、発達に課題のある児童への読書活動を支援するため、訪問してよみきかせ等を行います。【新規】
- (2)区立図書館が発行する推薦図書リスト、行事案内を支援機関で配布し、障害がある子どもの読書意欲の向上を図ります。【新規】
- (3)区立図書館の除籍図書を支援機関に頒布し、子どもたちが自分の特性に合う本に触れる機会を増やします。【新規】

5 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進

- (1)区立図書館は、小児病棟に入院中の子どもに対するよみきかせ等を実施します。
- (2) 区立図書館は、経済的に支援が必要な世帯の子どもに向けて、図書館の利用の促進および読書を勧奨・啓発する事業を検討します。【新規】

事業の風景



手話付きおはなし会



布の絵本

🜔 施策二 日本語を母語としない子どもへの支援

《取組事業》

1 日本語を母語としない子どもへの取組

- (1) 日本語を母語としない親子や日本人親子向けに、外国語を取り入れたおはなし会等を実施し、互いの文化や言語を知る機会を提供します。【新規】
- (2) 外国語資料の充実を進めるとともに、日本の文化を紹介する図書や日本語学習用図書の充実を図ります。
- (3) 区が実施している「こども日本語教室」 **と連携し、日本語を母語としない子どもへの読書の啓発を進めます。【新規】
- (4) 活動場所の提供や、事業の周知方法を工夫し、日本語を母語としない親子向け事業への参加を促します。【新規】

2 区立図書館の多言語対応への整備

- (1) 外国語による区立図書館の利用案内を充実し、図書館内の案内表示等の多言語に対応した整備を進めます。
- (2) 区立図書館ホームページの多言語化の整備を検討します。【新規】



※は、P43の用語説明参照



読書活動推進の基盤づくり

< 5年後の目標 >

区立図書館と関係団体等の連携を進め、相互のネットワークの 中で活発な取組が展開できる子どもの読書環境の整備

重点取組

関係団体との連携およびネットワークの強化

子ども読書活動の推進に向けて、関係する諸団体が連携・協働し、相互のネットワークをさらに活性化していく必要があります。区立図書館は、各関係機関をつなぐ中心的な役割を担い、各活動団体への情報提供や活動場所の提供および団体間の交流の場の提供に努め、区民との協働による子どもの読書環境の整備を推進します。

主要指標

指 標	平成30年度実績値	令和6年度目標値
区立図書館におけるボランティアの活動回数	1,655回	1,800回
区立図書館におけるボランティアの活動人数	8,336人	9,000人



🜔 施策一 区立図書館を中心とした連携・取組の推進

《取組事業》

1 関係団体との連携およびネットワークの強化 ★

(1)関係団体相互の連携

区立図書館は、様々な関係団体の相互のネットワークを構築する中心的な役割を担い、関係団体間の連携を深め、子どもの読書活動がさらに活性化するよう支援 します。【新規】

(2) 保育所や幼稚園等との連携

保育所、幼稚園や児童館、保健相談所等と連携し、施設を利用してさまざまな講座を開催するなど、子どもが読書に親しむ機会を提供します。

(3) 小中学校との連携

区立図書館と近隣小中学校との連絡協議会を開催し、ボランティアのニーズを把握するなどの情報の交換・共有および相互協力を図ることで、連携を進め、児童・生徒たちの読書活動を支援します。

(4)区内高校との連携

区内高校との連携を図り、読書にかかわるボランティア活動の受け入れを行い、 体験的な学びの機会を提供します。また、高校生が読書への興味を深められる事業の実施を検討します。

(5)特別支援学級・特別支援学校との連携

特別支援学級設置の小中学校や特別支援学校との連携を進め、児童・生徒の発達段階や特性に応じた読書活動を支援します。

(6) 地域文庫等との協働

個人宅や保健相談所等の地域の施設において、図書の貸出やよみきかせ等を 行っている地域文庫や親子読書会の活動を促進するため、区立図書館から図書資 料の貸与と情報提供を図るほか、文庫活動に必要な講習会等を実施します。

(7) 読書活動推進団体、ボランティアとの協働

子どもの読書活動に携わっている団体との情報交換に努め、協力関係を強化するとともに、地域でよみきかせ等の読書活動をするボランティアの養成や、継続して活動するボランティアの育成に努めます。併せて、読書活動推進団体やボランティアに活動の場や機会を提供し、活動を支援します。

(8) ねりま遊遊スクール*等における支援の実施

PTAや地域で活動する団体等が実施している、ねりま遊遊スクール等において 児童・青少年の読書活動推進の取組を支援します。

2 練馬区子ども読書活動推進会議の開催

公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議を開催し、練馬区子ども読書活動推進計画の取組内容や進捗についての意見を聞き、施策に活かします。

事業の風景



よみきかせをしているボランティア



地域文庫



※は、P43の用語説明参照

第四次練馬区子ども読書活動推進計画取組項目 担当課一覧

		取組項目	担当課	
票一		切児の読書活動の推進		
施策		家庭での読書活動の推進		
	取組事業			
			光が丘図書館	
	1	1 乳幼児期の家庭読書の推進	各保健相談所	
	-		教育指導課	
			保育課	
			光が丘図書館	
	2	ブックスタート事業の継続・充実	各保健相談所	
施策	<u> </u>	絵本等に親しむための事業の充実		
	取約	目事業		
	1	読書活動の啓発	光が丘図書館	
			光が丘図書館	
			教育指導課	
		ᄀᆙᅩᇬᆉᆂᅜᆁᆞᇬᄜᄼᅩᇹᇿᄀᄛᄴᇬᇚᆄ	子育て支援課	
	2	子どもの読書活動への関心を高める事業の実施	保育課	
			地域振興課	
			福祉部管理課	
			光が丘図書館	
			こども施策企画課	
			教育指導課	
	3	子育て家庭への支援	子育て支援課	
			保育課	
			青少年課	
			福祉部管理課	
	4	施設職員等への講習会等の実施	光が丘図書館	
	+	ル以地央守/ 22時日本守少大ル	教育指導課	
施策	Ξ	親子が共に楽しめる読書環境の整備		
	取約	目事業		
	1	親子で利用しやすい図書館の整備	光が丘図書館	
	2	区立図書館の児童図書の充実	70/4 다더티띠	
			光が丘図書館	
		3 児童施設等の環境の整備	教育指導課	
	7		子育て支援課	
	3 汽里ル設等の境境の強備		保育課	
			地域振興課	
			福祉部管理課	

目標二	小	中学生の読書活動の推進				
施策	-	学校図書館の充実				
	取約	取組事業				
	1	学校図書館の利活用の推進	光が丘図書館 教育指導課 学務課 学校施設課			
	2	学校図書館の地域開放の活用	子校心設殊			
	_	子仅凶音品の地域用放の石用				
	3	放課後の「ひろば事業」における読書活動の推進	こども施策企画課 子育て支援課			
	4	読書指導の充実	光が丘図書館 教育指導課			
施策	-	読書習慣を形成するための事業の充実				
	取約	且事業				
	1	小中学生の家庭読書の推進	光が丘図書館 教育指導課 子育て支援課 福祉部管理課			
	2	多様な読書活動の推進	教育指導課			
	3	読書活動への関心を高める事業の実施	光が丘図書館 子育て支援課 地域振興課 福祉部管理課			
	4	社会教育施設等での講座の実施	青少年課			
施策	ŧΞ	子どもに身近な読書環境の整備				
	取約	且事業				
	1	子どもが利用しやすい読書環境の整備	光が丘図書館			
	2	子どもや保護者が読書に親しめる環境の整備	光が丘図書館 子育て支援課 地域振興課 福祉部管理課			
	3	区立図書館の児童図書の充実	光が丘図書館			

	高杉	を年代の読書活動の推進	
施策	_	高校年代への情報発信	
I	取組	事業	
	1	高校年代に向けた情報発信の充実	
	2	新着本やテーマ本の紹介等図書館展示の工夫	光が丘図書館
	3	区内高校等への情報発信の強化	
施策	=	高校年代向け事業の充実	'
I	取組	事業	
	1	高校年代向け読書啓発事業の実施	
	2	高校年代向け講座等の実施	
	3	高校年代同士の交流の場の提供	
	4	高校年代による同世代への情報発信	光が丘図書館
	5	多様な読書活動の推進	
Ī	6	区内高校との連携	
施策	Ξ	高校年代の読書環境の整備	
I	取組	事業	
	1	読書環境の整備	小杉に四事物
	2	図書の充実	光が丘図書館
四	支援	を必要とする子どもの読書活動の推進	
施策	_	障害がある子ども等への支援	
J	取組	事業	
F	1	障害等に配慮した資料の充実	V/1.° < 50.75%
-	2	障害がある子どもへの支援事業	***************************************
	_		光が丘図書館
H	3	特別支援学校等における読書活動の推進	光が丘図書館 光が丘図書館 教育指導課
	3		光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館
	3	特別支援学校等における読書活動の推進	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館
	3 4 5	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当
施策	3 4 5	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当
施策	3 4 5	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当
施策	3 4 5 三 取組	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館
施策』	3 4 5 三 取組 1	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 光が丘図書館 地域振興課
施策	3 4 5 二 1 2 読書	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組 区立図書館の多言語対応への整備	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 光が丘図書館 地域振興課
施策	3 4 5 1 2 読書	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組 区立図書館の多言語対応への整備 活動推進の基盤づくり 区立図書館を中心とした連携・取組の推進	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 光が丘図書館 地域振興課
施策	3 4 5 1 2 読書	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組 区立図書館の多言語対応への整備 活動推進の基盤づくり	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 地域振興課 光が丘図書館
施策工	3 4 5 1 2 読書	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組 区立図書館の多言語対応への整備 活動推進の基盤づくり 区立図書館を中心とした連携・取組の推進	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 地域振興課 光が丘図書館
施策工	3 4 5 取 1 2 読	特別支援学校等における読書活動の推進 支援機関との連携 多様な支援を必要とする子どもへの読書推進 日本語を母語としない子どもへの支援 事業 日本語を母語としない子どもへの取組 区立図書館の多言語対応への整備 活動推進の基盤づくり 区立図書館を中心とした連携・取組の推進 事業	光が丘図書館 教育指導課 光が丘図書館 障害者サービス調整担当 光が丘図書館 地域振興課 光が丘図書館

[※] 担当課並び順は練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱別表2の順による。

<用語説明>

注 1 (P3) 地域文庫

すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅や地域の施設等で継続的に地域の子 ども等に無償で図書の貸出しを行うもの。

注 2 (P3) パネルシアター

毛羽立ちのいい布(パネル布)を貼った舞台(パネル)に、不織布(Pペーパー)に絵を描いて切り取った絵や人形を貼ったりはずしたり、動かしたりしながら、歌やお話に合わせて演じるもの。

注3 (P3) 絵本ラリー

区立幼稚園等で開催される、絵本の内容を題材にしたクイズを解き、親子で楽しむイベント。

注4 (P3) ブックスタート事業

絵本やよみきかせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談 所の4か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、区立図書館で絵本を手渡すほか、よみきか せやわらべうた、手遊びを親子で楽しむ。

注5 (P3) 本の探検ラリー

本の内容や情報を題材にしたクイズを、会場に用意された本を読んで問題を解く参加型イベント。授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、区立図書館を会場としても行う。

注6 (P4) 学校図書館運営計画

小中学校ごとに作成する学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

注7 (P4) 学校図書館管理員

学校図書館運営業務を行うため、区が業務委託した委託事業者が学校図書館に派遣する人員。

図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行う。

注8 (P4) 学校図書館支援員

区立図書館の指定管理事業者が、学校図書館の運営を支援するために、派遣する人員。

図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、よみきかせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。

注9 (P4) ブックトーク

ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、 本の楽しさを知ってもらうための手法。

注 10 (P4) 調べ学習

児童・生徒が、ある課題について図書館を利用したり、聞き取り調査をして結果をまとめること。

注 11 (P5) 団体貸出

学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から1団体あたり300冊を上限に図書館資料を 貸し出すサービス。

注 12 (P14) 練馬こどもカフェ

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する事業。 民間カフェが無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施することで、在宅子育て世帯への支援を行う。

注 13 (P14) ぬいぐるみのおとまり会

子どもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからぬいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、ぬいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にぬいぐるみを返すという流れで実施する。

注 14 (P15) ストーリーテリング

本等を使わずに話し手が物語を覚えて語り聞かせること。素話し(すばなし)ともいう。

注 15 (P15) 子育て支援事業

- ①子ども家庭支援センター「子育てのひろば」、「子育て相談」
- ・子育てのひろば:0~3歳の乳幼児と保護者が、楽しく遊んだり交流したりする場。
- ・子育て相談:地域のもっとも身近な相談窓口として、子育てに関するさまざまな相談に応じる。
- ②児童館「子育て支援事業」

主に平日の午前中に、乳幼児と保護者向けの事業、育児に関する講演、学習会や情報提供を行う。

③学童クラブ「子育ての広場にこにこ」

午前中の児童のいない時間帯に、 $0 \sim 3$ 歳の乳幼児と保護者を対象に、親子で楽しく遊ぶ等、保護者同士の交流の場として開放する。

④区立保育園子育て相談

主として園長が、0歳~就学前の乳幼児の子育てに関する相談に応じる。

⑤区立幼稚園地域開放

未就園児(0~3歳)を対象に、子育て相談や親同士の交流の場として、月3~5回程度地域に開放する。

注 16 (P15) 子育て学習講座

PTAや保護者の団体、地域で活動する団体に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・ 運営を委託して開催する。

注 17 (P18) 読書率

東京都が設定している不読率【1か月間に1冊も本を読まなかった子どもの割合。読みかけている本がある場合は不読率には含めない。(「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査(東京都教育庁指導部 平成 29 年度)(隔年実施)」による。】を用い、100%から不読率を差し引いた数値とし、1か月間に本を読んだ子どもの割合を示す。ここでいう「本」とは、教科書・学習参考書・漫画・雑誌・図鑑・写真だけの写真集・絵だけの絵本・画集を除いたもので、授業中に読んだものは含まない。

注 18 (P19) 読書活動推進のための指導計画

学校全体としての読書活動推進のための指導計画【作成割合は「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書 活動等に関する調査(東京都教育庁指導部 平成 29 年度)(隔年実施)」による。】

注 19 (P21) 学校応援団

学校施設を有効活用して地域の核としての開かれた小学校づくりを目指し、地域の見守り、ふれあいの中で子どもたちが安全・安心に過ごすことができるように、PTA、町会・自治会、青少年委員等の協力を得て小学校ごとに設置している。

注 20 (P21) ひろば事業

小学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校施設(校庭、図書室、体育館等)で、自主遊びや自主学習、読書等をすることができる場所を確保する事業。

注 21 (P31) 音訳ボランティア

視覚障害者に貸出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 22 (P31) 大活字本

小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 23 (P31) 視聴覚資料

練馬区立図書館で所蔵するCD、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共DVD等の資料。

注 24 (P31) 点字図書館

点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 25 (P31) LL ブック

誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意ではない方や、知的障害のある方をはじめとした一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

注 26 (P33) こども日本語教室

日本語を母語としない小・中学生を対象に、簡単な日本語や教科を学習する教室。

注 27 (P36) ねりま遊遊スクール

子どもや保護者等を対象に、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

資 料 編

資料1	「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言
	子どもが夢や希望をもてる読書活動・・・・・・・・・・・45
資料2	子どもの読書に関する国および東京都の動向・・・・・・・・・50
資料3	第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過・・・・・・・・51
資料4	子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 5 2
資料5	練馬区子ども読書活動推進会議(設置要綱、委員名簿)・・・・・・ 5 4
資料6	練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会
	(設置要綱、委員名簿)・・・・・・ 57

「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定に向けての提言 子どもが夢や希望をもてる読書活動

(第9期練馬区子ども読書活動推進会議) 令和元年6月19日

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力や想像力を豊かにし、生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。

グローバル化の進展や技術革新により、社会構造や雇用環境は急速に変化し将来の見通し が困難な時代となっています。

子どもたちは、様々な変化に対応し、情報を見極め、課題を解決し、社会に適応していく ことが求められています。

このような状況にあって、子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります。

昨年、国から第四次「子供の読書活動に関する基本的な計画」が通知され、その中で、「子どもが情報通信技術(ICT)を利用する時間は増加傾向にあると言えます。あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないか。」と報告されました。

また、平成29年に告示された学習指導要領では、「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」との記述があります。そのためにも子どもたちが主体的に読書を楽しむきっかけや本と過ごす習慣を身につけ、将来に夢や希望がもてるような読書活動の充実を図るために、発達段階に応じた取組を推進していくことが望まれます。

練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)策定に向けた提言の中で、「子どもたちが主体的に読書を楽しむきっかけや本と過ごす習慣を身につけていくためには、発達段階に応じた取組を明らかにしていくことが必要です。例えば、家庭で親子が一緒に本を読んだり、親子や身近な人との間で本を読んだ感想を言い合うこと等、子どもたちと周囲の大人たちが読書について語り合い、読書の楽しさを共有する機会を作る取組が、子どもたちが読書に親しむ環境の充実に有効と思われます。また周囲の大人たちにとっても、こうした読書活動が教養を高め、人生を豊かにし、子どもの生きる力を育むことにつながることを実感し、積極的に読書活動推進に取り組むきっかけになるのではないかと考えます。」と謳われています。これは、「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定においても、引き続き受け継いでい

かなければなりません。

区では、平成25年6月策定の練馬区立図書館ビジョンにおいて、サービスの方向性の一つに、学校および子育て家庭への支援の拡充を掲げ、読書に親しむ機会の充実、青少年・子育て家庭および小中学校・保育園・幼稚園への支援を謳い、平成30年3月策定の練馬区教育振興基本計画において、学校における読書活動の推進を示しています。

私たち第9期練馬区子ども読書活動推進会議では、「練馬区子ども読書活動推進計画(第 三次)」の成果と課題を踏まえ、各計画等との整合性を図りながら、「第四次練馬区子ども読 書活動推進計画」の策定に向けてここに提言いたします。

第一 乳幼児の読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

家庭には、子どもの読書習慣を育んでいく重要な役割があり、子どもは保護者によるよみきかせ等の日常生活を通して、読書に興味、関心を持つようになります。家庭での読書は、親子が話し合うきっかけを作り、家庭内のコミュニケーションを図ることのできる重要な活動と言えます。そのためには、保護者が読書に対する理解を深めることが必要です。子供と一緒に本を読み、また読み聞かせる等楽しみながら読書ができるように働きかけることが大切です。

家庭での読書を充実させるためには、何より保護者への啓発が必要です。図書館では、保護者や子ども向けの推薦図書リスト等を作成することで、読書の啓発に取り組んでいます。これまでは、各図書館やその他の区立施設のみでリストを配布していましたが、今後は日常生活において、保護者が立ち寄ることの多い場所での周知の仕組みづくりについて検討していくことが必要だと考えます。

また、現在図書館では、絵本を通して赤ちゃんと保護者のコミュニケーションを図ることを目的としたブックスタート事業が実施されています。今後も赤ちゃんが本に初めて触れる場としてこの事業を継続するとともに、保護者への情報発信を充実していくことが期待されます。さらにその後の読書につなげていくためのフォローアップ事業についても検討していく必要があるのではないかと考えます。

2 読書推進に関する情報の発信

読書活動への理解や関心を促すためには、保護者に向けた情報発信が必要です。そのためにも、区立施設等の活用や読書活動に関わる事業についてさらなる周知が必要です。

これまでも図書館で実施したブックトークや乳幼児向けおはなし会などの場で本を紹介すると、参加者による貸出が増加する傾向がみられました。図書館による本の紹介は、子どもが自ら進んで読書する機会につながるものと考えられます。

また、情報発信に関しては、インターネットなどの情報サイトを積極的に活用し、より充実したものにすることが望まれます。

第二 小中学生の読書活動の推進

1 学校における読書活動の推進

平成29年度に全区立小中学校の学校図書館への人的配置が完了し、平成30年度から3か年かけて、全区立小中学校に学校図書館蔵書管理システムが導入されます。

人的にも、物的にも、学校図書館の活性化が進展することで、教職員、児童・生徒の読書活動が活発になり、その結果、学校図書館を活用した授業展開にまで及ぶことが期待できます。

例えば、読書週間等の機会に書かれた読書感想文が文集や図書館だより等に掲載されることがきっかけとなり、児童・生徒の間で読書の輪が広がることもあるでしょう。また、今月最も読まれた本の紹介が児童・生徒の読書習慣の拡充につながることも考えられます。こうした事例からもわかるように、区立図書館から学校へのさらなる支援の充実が重要と言えます。

2 読書へと導くきっかけづくり

小中学生の学齢は、読書を通して様々な事柄を追体験し、視野を広げ、自身の感性を磨いていく大切な時期です。この時期には、子ども自身が積極的に「読もう」とする意欲や読解力にとどまらず、自ら学ぶ力そのものが育っていきます。この時期に読書習慣を身につけるためには、子どもが読書を「楽しいこと」と受けとめる機会が必要です。言い換えるなら、子どもを読書の世界に誘うきっかけづくりが重要なのです。

例えば、子どもがある映画を観たことをきっかけに、その原作を読むこともあるでしょう。このように、本以外の興味から始まる読書もあります。つまり、子どもを読書へと導くきっかけはいくらでもあるのです。そのきっかけづくりやそれを提供できる環境づくりに取り組むことが、今後一層重要になってくるものと思われます。

発達段階において、子どもが文字に親しむ最も感性豊かな時期に、家族や先生、周りの大人たちがこうしたきっかけづくりをすることが大切です。

時には、図書館が推薦した本を読んでみようと思うこともあるでしょう。また、図書館員や図書委員によるPOPづくりを通して本を紹介していく等の多様な取組も考えられます。区立図書館、学校図書館、関係団体の取組による子どもの自主性を育み、読書へと導いていくことを期待します。

第三 高校年代の読書活動の推進

平成29年度に東京都が実施した「児童・生徒の読書状況等調査」において、高校2年生の不読率(1か月間に1冊も本を読んでいない児童・生徒の割合)は28.8%でした。この結果は、小学5年生の3.7%、中学2年生の11.1%をはるかに上回る数値となっています。同年度の全国の調査でも、高校生の不読率は50.4%であり、全国的に見ても高校生の読書離れが顕著となっていることがうかがえます。そこで本推進会議では、本から遠ざかりがちな青少年への読書活動の推進として、以下の三つを重点項

目として取組む必要があると考えました。

まず第一に、読書環境の整備、充実を進めていくことがあげられます。例えば関町図書館では、平成29年度の再開館の際に、青少年向けの本を集めた「ティーンズコーナー」やグループでの調べ学習等に利用できる「グループ学習室」を設置したところ、2年間でおよそ3,400人の利用があったことが報告されています。このように、中学生、高校年代が本に親しむことのできる場の整備や充実を進めることの重要性がうかがえます。

次に、青少年の興味、関心を喚起するための広報活動の工夫です。インターネットを利用する機会が多いことから、青少年は正しく情報リテラシーを学ぶことが重要です。そのための事業を実施する等、青少年が図書館へ足を運ぶきっかけを作ることが必要です。また、インターネットやSNS等を利用し、本に関する情報発信を充実させていくことが望まれます。

最後に、青少年同士の交流に着目し、事業を工夫する必要があると考えます。例えば、図書館に来館する高校年代の方自身が同世代の方たちに向けた書評やPOPを作成し、それを図書館等で展示するといった取組み等が考えられます。来館する高校年代の目にとまるような情報提供の方法や対象事業の実施が今後ますます求められます。また、読書コンクールなどの取組みを高校年代まで拡大することについても、検討していく必要があるのではないかと考えます。

第四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

この分野では、支援を必要とする子どもの状況に応じた読書環境の整備の充実が求められます。具体的にあげると、目の不自由な子どもへの支援として、大活字本や点字本、音声が流れる本などの充実が合理的な配慮につながっていくものと考えられます。「練馬区子ども読書活動推進計画(第三次)」で提示している「手話付きおはなし会」などの事業を今後も継続し、より充実させていくことが望まれます。

また、支援を必要とする子どもが、図書館で行われている既存事業に参加しやすくなるような配慮や、参加を促すための情報を発信していくことが必要でしょう。

図書館では、他の利用者の理解を得ながら、支援が必要な子どもたちが等しく図書館を利用できるような環境づくりを進めなければなりません。特別支援学校等とも連携をとり、情報発信を充実していくことで、支援が必要な子どもたちの読書活動が一層活発になることが求められます。多くの支援を必要とする子どもたちに、読書の楽しさを提供していくための積極的な取組が望まれます。

第五 関係団体等との連携

子どもの読書活動の推進に向け、関係する諸団体と協力、連携し、相互のネットワークの活性化と情報共有の充実に努めていく必要があります。区立図書館は、読書活動を支援する中心的な役割を担いつつ、関係団体との連携を図りながら事業を進めて

いくことが求められます。

図書館では、「おはなし会ボランティア養成講習会」を開催しています。参加者のなかには、学校でのよみきかせのお手伝いを希望される方も少なくありません。図書館は、こうした方々の育成に努めるだけでなく、その要望に応えるために学校とよみきかせボランティアとをつなぐハブとしての役割を担っていくことが期待されます。

小学校のボランティアのニーズを把握するためにも、図書館と学校が密に連携し、 情報の共有を図る必要があります。よみきかせボランティアに活動の場を提供し、よ り充実した養成講習会を実施していくためにも関係団体との連携が不可欠です。そし て、その中核を担う存在こそ、図書館にほかなりません。

結び

子どもの読書活動の推進には、子どもの生活に密接な関わりを持つ大人が、まず読書活動に対する理解と関心を深め、その意義や重要性について知らなければなりません。

夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備える練馬の子どもたちを育成するために、 一人ひとりが多くの本と出会い、読書活動を通して明るい未来を築いていくことを強 く願っています。

資料 2

子どもの読書に関する国および東京都の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」といいます。)が制定され、国および地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や計画を策定し、公表することが定められました。これを受け、国および東京都は、つぎのように法律の整備や計画の策定等を進めてきました。

1 国の動向

国は、平成13年の推進法成立後、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」といいます。)を定め、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を策定しました。

平成30年4月には第四次基本計画が策定され、その中で家族・地域・学校等における読書活動の推進、民間団体活動に対する支援、普及啓発活動に加え、読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進および子どもの読書への関心を高める取組等、子どもの読書推進に関する施策の効果的な推進を図るための基本方針と具体的な対策が示されました。

子どもの読書活動に関連する法律等の整備については、平成23年8月に図書館法(昭和25年法律第118号)の一部改正、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正(平成24年12月)、学校図書館法の一部改正(平成26年6月)、学校図書館ガイドラインの策定(平成28年11月)等がなされてきました。平成29年、平成30年に改訂された小学校、中学校の新学習指導要領では、国語科を要とした読書指導の改善・充実や、学校図書館の利活用を図り、自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)が成立し、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及を図ること等の国および地方公共団体の責務を定めました。同じ令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)も成立し、日本語の通じない外国人等への日本語教育の推進等の国および地方公共団体の責務を定めました。

2 東京都の動向

東京都は、「東京都子供読書活動推進計画」(平成 15 年 3 月。以下「都計画」といいます。) および第二次都計画(平成 21 年 3 月)を経て、第三次都計画(平成 27 年 3 月)を策定しました。読書活動に直接関わる取組を「乳幼児」「小中学生」「高校生等」「特別な支援を必要とする児童・生徒」の成長段階別の構成とし、乳幼児には、子どもへのよみきかせの充実や、保護者等への読書の重要性の啓発、小中学生には、朝読書での取組や、異年齢間等の交流等を推進する区市町村の支援等を、主な取り組みとして示しました。

東京都は、令和2年度から第四次都計画の改訂を予定しており、今後公表される予定です。

第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

月日	実施事項	実施・検討内容
令和元年 6 月 25 日	第1回検討委員会	○推進会議から提言書受理
		○計画策定の背景
		○計画策定の基本的考え方
		○計画策定日程
		○検討の進め方
8月28日	第2回検討委員会	○第四次計画素案のたたき台の検討
10月28日	第3回検討委員会	○第四次計画素案の検討
12 月 11 日	区民意見反映(パブ	
~令和2年1月17日	リックコメント)制	
	度	
2月5日	第4回検討委員会	○第四次計画案のまとめ

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体 の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることによ り、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな 成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、 子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子 どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する 施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めな ければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を 策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的 に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため 必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年8月3日 練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。
 - (1) 推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
 - (2) 関係機関・団体の連携および協力に関すること。
 - (3) 練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。
 - (4) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

- 第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 1名
 - (2) 子ども読書活動推進団体関係者 2名
 - (3) 図書館関係民間団体関係者 1名
 - (4) 練馬区の区域内(以下「区内」という。)の幼稚園関係者 1名
 - (5) 区内の小・中学校関係者 2名
 - (6) 区内の特別支援学校関係者 1名
 - (7) 公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者(以下「委員」という。)の任期は2年とし、 再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(座長および副座長)

- 第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。
- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則(平成19年7月31日19練教光図第553号)

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則 (平成20年3月27日19練教光図第1708号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年10月31日21練教光図第1175号)

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則(平成23年4月25日23練教光図第174号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則(平成25年5月24日25練教光図第414号)

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則(平成27年7月10日27練教光図第1046号)

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則(平成29年8月23日29練教光図第973号)

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

第9期・第 10 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	漆澤その子		武蔵大学人文学部教授	令和元年10月31日まで
座長	林 玲美	学識経験者	武蔵大学社会学部准教授	令和元年11月1日から
副座長	関 日奈子		ねりま地域文庫読書サークル連絡会	令和元年10月31日まで
副座長	木村 典子	子ども読書活動 推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	令和元年11月1日から
副座長	工藤 靜子		ねりま子どもと本ネットワーク	
委員	塙 靖沖	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	
委員	橋爪 千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	
委員	境野 宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	平成31年3月31日まで
委員	関根 信人	区的小子仪	練馬区立練馬小学校長	平成31年4月1日から
委員	新村 紀昭	区内中学校	練馬区立開進第四中学校長※	平成30年3月31日まで
委員	古山 真樹	区的中子仪	練馬区立開進第一中学校長	平成30年4月1日から
委員	岡田 馨	区内特別支援学校	旭出学園(特別支援学校)校長	
委員	荒井 雪絵			
委員	生田大五郎	公募区民		
委員	乾 喜一郎			令和元年11月1日から
委員	大 山 育			
委員	櫛田 典子			平成31年3月31日まで
委員	立花みどり			

※役職は在任当時

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】

第9期 … 平成29年11月24日から令和元年10月31日まで第10期 … 令和元年11月1日 から令和3年10月31日まで

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年6月21日 練教光図発第68号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
- 2 委員長は、教育振興部長とする。
- 3 副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長 がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第3条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

- 第4条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画案の作成に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認めた事項。

(作業部会)

- 第5条 委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(帝経

- 第6条 委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業 部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

- この要綱は、平成15年6月12日から施行する。
 - 付 則(平成20年6月13日20練教光図第433号)
- この要綱は、平成20年6月13日から施行する。
 - 付 則 (平成25年8月31日25練教光図第1059号)
- この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

教育振興部長 (委員長)

教育振興部光が丘図書館長(副委員長)

企画部企画課長

健康部保健相談所長(1名)

教育振興部教育指導課長

- こども家庭部子育て支援課長
- こども家庭部保育課長
- こども家庭部青少年課長
- 区立幼稚園長(1名)
- 区立小学校長(1名)
- 区立中学校長(1名)

【11名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	堀 和夫	数 本に関切 E	令和元年6月30日まで
委員長	木村 勝巳	教育振興部長	令和元年7月1日から
副委員長	清水 優子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	三浦 康彰	企画部企画課長	
委員	枝 由加里	健康部光が丘保健相談所長	
委員	谷口 雄麿	教育振興部教育指導課長	
委員	鳥井 一弥		令和元年6月30日まで
委員	山根由美子	こども家庭部子育て支援課長	令和元年7月1日から
委員	宮原 正量	こども家庭部保育課長	
委員	加藤 信良	> 124 ウ皮如主 4. 左細 日	令和元年6月30日まで
委員	石原 清年	- こども家庭部青少年課長	令和元年7月1日から
委員	日髙 文子	光が丘さくら幼稚園長	
委員	境野 宏樹	下石神井小学校長	
委員	古山 真樹	開進第一中学校長	

第四次練馬区子ども読書活動推進計画に関する お問い合わせ先

編集・発行 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館 東京都練馬区光が丘4-1-5 電話 03-5383-6500 http://www.lib.nerima.tokyo.jp/